平成２８年（フ）第４４６号
名古屋市中区大須２丁目31番５号　美奈月ハイツ３Ａ号、従前の住所名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号　笹島寮
破産者　天野　　賢
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５４７号
名古屋市名東区西山本通１丁目28番地　加藤ビル301号
破産者　遠山　常美
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６８０号
名古屋市南区立脇町５丁目10番地の２、従前の住所名古屋市南区戸部町３丁目59番地　戸部マンション601号
破産者　望月　道純
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９８２号
兵庫県尼崎市昭和南通８丁目225番地　シャルムレーブ308、住民票上の住所富山市八尾町井田891番地６
破産者　瀧波　清文
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３４９号
神戸市長田区東丸山町12番10―204号
破産者　プチフルールこと　入江ますえ
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４１４号
神戸市灘区記田町３丁目２番28号　セゾンドミール201、従前の住所神戸市東灘区御影石町４丁目19番８号
破産者　大山工業こと大山英雄こと　丁　　炳植
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３号
兵庫県姫路市東夢前台３丁目１番地　社宅１―201号
破産者　雅石材こと　川本　清二
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２３号
京都府京丹後市久美浜町葛野443番地
破産者　西垣　正博
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第２４５号
徳島県徳島市南佐古五番町２番９―103号カ・メゾン南佐古、旧住所徳島市昭和町８丁目87―92―202号、徳島市住吉４丁目９番３―202号　第５三宅ビル
破産者　越智　一彦
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４６号
大分県佐伯市上浦大字津井浦1410番地
破産者　渡邉　　功
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２８年（フ）第８号
千葉県千葉市美浜区真砂２丁目15番１棟1403号、開始決定時の住所北海道白老郡白老町字北吉原661番地321
破産者　鈴木　隆仁
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１２号
宮城県柴田郡柴田町槻木白幡１丁目４番８号
破産者　渡邊　祥多
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第４８号
石川県白山市美川中町イ54番地４
破産者　齊藤　理恵
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４９号
石川県白山市美川中町イ54番地４
破産者　齊藤　仁利
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０６号
石川県かほく市白尾ワ16番地７、開始決定時の住所石川県白山市青葉台１丁目２番地
破産者　釣谷　　潔
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４９号
金沢市畝田東１丁目107番地　スプラウトⅡ203号、従前の住所金沢市八日市出町181番地１
破産者　麺屋いっけいこと　稲本　敏秀
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３４１号
岐阜県関市千疋799番地１
破産者　武藤　秀和
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第７１号
岐阜市雄総柳町１丁目60番地　（Ｃｏｍｆｏｒｔ　Ｗｉｌｌｏｗ　Ｂ―３号室）
破産者　畠山　祐志
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所